

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

田辺市長 真砂 充敏

|                   |                                                        |
|-------------------|--------------------------------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 田辺市<br>(30206)                                         |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 芳養地区<br>(芳養町一・芳養町二・芳養町三・芳養町四・芳養町五・芳養町六・芳養町七・芳養町八・芳養町九) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年12月24日<br>(第1回)                                    |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・芳養地区は、中山間地が多く、平地の農地が少ない。また、先代の農家が山林を切り開いて農地を確保していった時代背景もあり、農地に対する愛着心が強い。

・縮小意向の面積が19haであり、今後さらなる農地の受け手の確保が必要。

・地区全体で担い手の高齢化も進んでおり、後継者不足となっている地区も多い。

・田中地区について、特に次代担い手(後継者)が不足している傾向がある印象。

・天候(特に温暖化)による影響が近年多く出ている印象があるので、天候に強い品種の農作物等を考える必要がある。

・イノシシ・シカ・サルが生息域拡大により鳥獣被害が増加しており、今後対策が必要。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・地域の主要作物である梅、みかんを主要作物とし、農業を担う者において農地管理体制を確立する。

・地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

・農地所有者及び担い手の高齢化が進んでいることもあり、今後耕作を続けやすい環境を整えるためにも、作業効率化の観点からスマート機器の導入を検討していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 286 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 286 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内全域を農業上の利用が行なわれる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                                                                                                         |
| 地区内の縮小意向の農地について、規模拡大の意向がある農家、地区外の認定農業者や新規就農者に対して担い手として集積出来るよう、市、農業委員会、JA等団体と連携を取り、対応する。                                                                                  |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                                                                                                         |
| 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。<br>地区の担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて他の担い手候補への貸付けを進めていく。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                                                                                                          |
| 地区内の担い手には一定数で農地集積・集約に向けた意欲があるものの、実際には傾斜地など営農効率性の低い農地が大半を占めている。そのため、優良農地を確保する手段の一つとして「新たな農地造成」等を活用できる整備事業にも視野に入れ、農地の区画整理、農道やため池、用排水路の整備実施について検討していく。                      |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                                                                                                     |
| 地域内外から、多様な経営体(法人、農業法人など)を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、農業委員会及びJA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。                                                                               |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                                                                                                      |
| 農業支援サービス事業者や団体等が存在しないため、JA等と連携しながら農作業受託等の活用の方法を検討する。                                                                                                                     |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                             |                                             |                                   |                                          |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設             | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> ⑩その他            |

#### 【選択した上記の取組方針】

##### ①鳥獣被害防止対策

田辺市農作物鳥獣害防止対策事業等を活用しながら、侵入防止柵の設置に取り組む。また、併せて県や市の狩猟免許取得支援を活用しながら、狩猟免許取得者を増やし、有害捕獲をこれまで以上に実施していく。

##### ③スマート農業(作業の効率化)

地区全体で農地所有者及び担い手の高齢化が進んでいるため、今後、耕作を継続していくためにもスマート機器の導入のほかにスプリンクラーやフォークリフトといった、作業効率に関する農機具の更新の推進と検討を行う。

##### ⑤果樹等(梅・みかん等)

近年、天候(温暖化等)の影響により、不作であったり、農作物被害といった事象が発生している。そのため、そういったリスクを少しでも軽減するためにも、温暖化に強い品種等の果樹(特に梅)を研究、推進していく。

##### ⑦保全・管理等(耕作放棄地対策)

大規模な遊休農地については、和歌山版遊休農地リフォーム化加速化事業、小規模な遊休農地であれば、田辺市遊休農地解消支援事業等を活用しながら、遊休農地の解消、耕作放棄地の防止を推進していく。

# 別添地図

